

## 一般社団法人グラヴィティヨガ協会 会員規約

この会員規約(以下「本規約」)は、一般社団法人グラヴィティヨガ協会(以下「当協会」)と、一般社団法人グラヴィティヨガ協会が実施する各種インストラクター養成コース修了者(以下「会員」)との関係に適用し、また会員の心得、規範を明確にしています。一般社団法人グラヴィティヨガ協会事務局(以下「当協会」)では、入会をもって本規約を承認したとみなします。

### 第1章 総則

#### 第1条 (会員規約の適用)

当協会は、会員との間に本規約を定め、これにより当協会の運営を行います。  
また、当協会が随時発表する諸規定も、本規約の一部を構成します。

#### 第2条 (会員規約の変更)

当協会は、自らが円滑な運営のために必要と判断した場合、会員の事前の承諾を得ることなく、本規約を変更することができます。変更後の会員規約については、当協会のサイト上への掲載、電子メール、書面その他当協会が適切と判断する方法により通知した時点から、その効力を生じます。

#### 第3条 (用語の定義)

本規約において使われる用語については、次の各項に定義します。

- 1) 会員とは、当協会会員の総称です。
- 2) 書面とは、当協会が指定した書式による文書、または任意の書式による文書(電子書面を含みます)をさします。また、入会時に登録している電子メールアドレスからの発信による当協会事務局への通知、連絡も書面と認められます。

### 第2章 入会申込等

#### 第4条 (入会申込)

当協会への入会の申込をする方は、当協会が別に定める入会金及び年会費を払込み、入会申込書に必要事項を記入して、当協会事務局に提出することとします。

#### 第5条 (入会申込の拒絶等)

当協会は、入会申込者が次の各項に該当する場合は入会を認めません。

- 1) 入会申込書に偽名を含む虚偽の事項を記載した場合。
- 2) 入会申込者が本規約に反するおそれのある場合。
- 3) 前各項に準ずる場合で、当協会が入会を適当でないと判断した場合。
- 4) その他、本人の意思で入会を拒絶した場合。

## 第6条 (入会金及び年会費並びに 会員資格の有効期限)

### 1) 入会金は¥5,000 とします。

※2019年4月より総合コース及びグラヴィティヨガコース並びに各種プレコリオ指導者養成講習の受講料に含み、受講修了後に自動入会となります。尚、入会を拒絶する場合でも返金は致しません。また、更新時に休会を申し入れた場合又は更新期限を過ぎた後に再度継続を希望する場合は、新たに入会金を必要とします。

### 2) 年会費は¥9,000 とします。

※2019年4月より総合コース及びグラヴィティヨガコース並びに各種プレコリオ指導者養成講習の受講料に初年度(直近の3月31日まで)の年会費を含みます。尚、入会を拒絶した場合でも返金は致しません。

### 3) 会員資格の有効期限は、3月31日迄とし、4月1日より翌年3月31日までが新たな更新年度とします。尚、手続き上、2月末日を最終更新期限とします。

## 第3章 入会申込記載事項の変更等

### 第7条 (会員の氏名及び名称等の変更)

1) 会員は、その氏名、名称、住所、電話番号、電子メールアドレス等に関する事項に変更があったときは、速やかに書面によりその旨を当協会事務局へ通知するものとし、変更通知の不在によって、当協会からの会員への通知、連絡、書類等が遅延または不達になったとしても、当協会はその責を負わないものとします。

## 第4章 会員資格

### 第8条 (退会及び会員資格の喪失)

退会する場合は、退会届を当協会事務局に届け出て退会するものとします。

また、会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失します。

- 1) 退会届の提出をしたとき
- 2) 本人の死亡
- 3) 会費の滞納、且つその督促に応じなかったとき
- 4) 会員資格を解除されたとき

### 第9条 (会員資格の停止・解除)

当協会は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会員に対し事前に通知及び勧告することなく、当該会員の資格を停止または解除することがあります。

- 1) 会費が支払われない場合
- 2) 内外の諸法令または公序良俗に反する行為を行った場合
- 3) 当協会、他の会員または第三者の商標権、特許権、意匠権、著作権、その他財産、プライバシーを侵害した場合

- 4) 当協会、他の会員または第三者を誹謗中傷する情報を流した場合
- 5) 入会申込書に虚偽の事項を記載したことが判明した場合
- 6) 当協会、他の会員または第三者の名誉または信用を失墜させた場合
- 7) 本規約に違反した場合
- 8) その他、当協会が会員として不相当と判断した場合

#### 第10条 (抛出金品の不返還)

一度払い込まれた会費及びその他の抛出金品は返還しません。

### 第5章 会員資格有効期限終了に伴う措置

#### 第11条 (措置)

会員資格有効期限が過ぎ、当協会からの通知のあとも、当該会員の更新の意思及び会費の払込みを確認できず、会員資格の更新がなされない場合、またはその他の事由によって当該会員の会員資格が失われた場合は、会員資格に基づく権利の行使を停止し、当協会に対し債務があった場合は速やかに精算することとします。

### 第6章 会員証の発行等

#### 第12条 (会員証の発行)

当協会は、会員に対し、会員証を発行します。

- 1) 会員証の有効期限は会員資格を有する期間内とします。
- 2) 当協会の活動、事業に参加する場合は会員証を持参し、提示してください。
- 3) 会員証及び会員に基づく権利は、当該会員以外の者に使用許諾、貸与、譲渡をすることができません。
- 4) 会員証は、当該会員が会員ではなくなった場合、当協会に返却するものとします。

### 第7章 商号及び商標等の利用

#### 第13条 (商号及び商標等の利用)

当協会が定めた商号及び商標等を使用する場合は、事前に当協会の承認を得る必要があります。

## 第8章 禁止行為

### 第14条 (禁止事項)

当協会の承諾なく当協会の名称を利用した営業行為（当協会推奨商品を除く）や当協会の活動主旨・活動内容を利用して、個人や他の特定団体の利益等を目的とした宣伝活動や営業活動を行ってははいけません。

- 1) その他、協会の目的を理解し、第10条各号に定める行為、当協会の主旨に反する行為等を行ってははいけません。
- 2) 広域（施設内など限定された範囲への告知を除く）に対し、グラヴィティヨガの提供価格を公に告知する場合は、最低基準価格（10分に付き300円以上とします）を下回る料金での表記を禁止します。但し、事前に当協会の承認を得た場合、期間を限定するキャンペーン、及び特定日のみのイベントの場合に於いてはその限りではありません。

## 第9章 知的財産権

### 第15条 (知的財産の帰属)

当協会が創作するすべての著作物、ノウハウ、アイデア、発明、考案、意匠、商標等に関する権利は、当協会に帰属します。

### 第19条 (知的財産の保護)

当協会が作成し、発行する全ての資料・データ等については、無断で他の媒体に掲載し、第三者に譲渡もしくは売却し、または公表してはいけません。  
但し、事前に当協会の承認を得た場合はその限りではありません。

## 第10章 損害賠償等

### 第16条 (損害賠償)

会員が、本規約及び本規約に基づく諸規則に反し、またはそれに類する行為によって当協会が損害を受けた場合、当該会員は、当協会が受けた損害を賠償することとします。